

公開シンポジウム

震災後と宗教～東日本大震災後の支援や追悼に果たす宗教の役割～

2016年3月13日 / 佛教大学

旧被災地における記憶の継承と宗教の役割

三木 英（大阪国際大学）

I. 旧被災地から（1）：関東大震災（1923.9.1）

死者・行方不明者 10万5000余

東京都慰霊堂（墨田区横網） 1930～

／建物内壁面の絵画・写真、

納められる58,000人の遺骨（東京大空襲犠牲者10万5000人の遺骨とともに）

／公益財団法人・東京都慰霊協会による運営

毎年9月1日（＝「防災の日」）に執行される慰霊祭：伝統仏教・諸宗派合同での法要
都知事・皇族の出席、メディアによる報道

II. 旧被災地から（2）：濃尾大地震（1891.10.28）

死者7273、負傷者1万7175、全壊家屋14万2177

震災祈念堂（岐阜市若宮町） 1893～

／浄土真宗僧侶・第一期衆議院議員の天野若圓が全国に呼びかけて建立 単立宗教法人

／毎月28日、そして毎年10月28日に法要

1960年代後半、遺族・参詣者の減少のため、公開式の法要停止

創設者子孫による法要は継続

2005年から、再び公開へ（2006年、国登録有形文化財指定）

2010年から、濃尾震災祈念堂保存機構を主催者として

「濃尾震災の経験を後世に伝え、地震に対する知恵や情報を蓄積して、二度と大きな被害を受けることのないよう祈念堂を拠点として、広く文化教育活動を行う」

教育委員会、地元メディアによる後援・報道

III. 旧被災地から（3）：北丹後地震（1927.3.7）

死者2,925、負傷者7,806

丹後震災記念館（京丹後市峰山町）

／義捐金の残額を利用し、京都府が建設（1929.12）

財団法人・震災記念館による慰霊祭執行（記念館内に設置された祭壇）

神式・仏式による慰霊祭、1931 年以降は神式・仏式隔年方式で

1937 年慰霊祭執行後、祭を 5 年毎に執り行うことを決定

京都府財務出張所、奥丹後地方事務所に利用される建物

「戦争の状況に依り本年は事業中止せり」（1943）

「戦争終結後の国内事情により本年度は事業中止せり」（1946）

1948 年 3 月 7 日・震災 22 周年慰霊祭、同年 7 月 11 日、財団法人解散の決議

建物・備品は峰山町に（峰山町は建物を図書館及び公民館として使用）＜➡ 荒廃＞

／現在、各家庭に設置されている防災行政無線端末から「今日がその日である」とのアナウンスが流れ、
その後の地震発生時刻に外付けスピーカーを通してサイレンが鳴る また 1972 年から丹後震災記念展（犠牲者名簿や当時の新聞コピーの展示）を毎年開催

IV. 旧被災地から（4）：阪神・淡路大震災（1995.1.17）

死者 6,434、負傷者 4 万 3792、行方不明者 3

「阪神・淡路大震災 1.17 のつどい」 1999～

／市民団体・NPO 法人（ボランティア）を中心とする実行主体

数多の竹灯籠で成形された「1.17」、地震発生時刻の黙禱、「追悼の集い」、献花

「灯り」に向かい合掌する人々、「慰霊と復興のモニュメント」水盤に白菊を浮かべる人々、モニュメント地下瞑想室で犠牲者の名を記したプレートに触れ落涙（「ここに来れば会える…」）する场景

2015 年（震災 20 年目）、来場者数（午前 7 時までに）1 万 4000 人

（午後 9 時までに）10 万 1000 人

2016 年、来場者総数 6 万 1000 人 ： 1999 年の第一回目以降、三番目の多さ

／真冬の未明に、敢えて家を出て会場に向かう人々

= 追悼・慰霊儀礼に参加することへの強い思い

V. 記憶継承のための宗教的装置

慰霊という宗教行動 そして

慰霊行事（儀礼）が、臨席する人々の脳裏に浮かばせる死者（過去）

： ここに示唆される、記憶継承に寄与しうる宗教の力

宗教的装置の諸特徴

A. 「阪神・淡路大震災 1.17 のつどい」

- ／神戸市中心部で演出される「非日常」 かつ 「宗教」的ではない会場・行事
- ／犠牲者を象徴する灯り、墓所に匹敵するモニュメント (⇒死・尊い生命を想起させるもの)
- ／民間主体
- ／メディアによる報道

B. 東京都慰霊堂

- ／民間による運営
- ／悲惨さを伝える絵画・写真・遺骨
- ／超宗派の法要
- ／VIP の出席、メディアの報道

C. 震災記念堂

- ／民間（単立宗教法人）による運営
- ／企業家であった記念堂二代目
企業による運営のバックアップ ⇒ 二代目逝去後、企業との関係断絶
⇒ 三代目家族中心の運営 ⇒ 活動規模縮小
- ／世俗的機関（記念堂保存機構）主催とする文化教育活動
- ／教育委員会による後援、メディアの報道

D. 丹後震災記念館

- ／自治体（京都府）主導
- ／行政の出先機関としての利用

VI. 宗教的（記憶）装置の存続を左右するもの

① 慰霊というモチーフ

丹後震災記念館において疎かとなった慰霊

② 運営主体の性質

公か民か：丹後震災記念館における京都府主導の問題点

③ 公的機関（とりわけメディア）のバックアップ

震災記念堂再生を可能にした公的機関との連携

20 年を経てなお動員力を有する「1.17 のつどい」

④ それを可能にする「宗教フリー」（あるいは特定宗教団体への不偏）

東京都慰霊堂における超宗派的法要

無宗教的な「つどい」会場に現れる多数の市民

⑤ 死（尊い生命）を想起させるもの

遺骨、絵画・写真、犠牲者を象徴する灯り、亡き人の魂の居所

VII. 宗教（団体）の課題

特定団体色を薄めた装置の運営 ＝ 必要となる団体間の連携
公的機関との関係形成

宗教的装置運営主体となる集団の保存あるいは育成にどう関われるか
「宗教フリー」の慰霊現場に団体はどう関わるか

＊2016年1月17日の「つどい」会場に現れ読経していた一群の僧侶
そして 彼らとともに合掌していた「つどい」参加者